

## 市長の特別秘書設置関連議案を否決！

福田市長は、今回の6月定例会で政治的活動が出来る特別秘書を設置しようと議案を提出しましたが、川崎市議会は、2名の賛成者を除き、私を含む反対多数で否決されました。

### では、特別秘書って何でしょう？

市長秘書には大きく分けて3種類。現在の川崎市の場合は2種類になります。

- ①行政職の市長秘書（一般行政職地方公務員）：市長は行政府の長ですので、通常、総務局秘書部秘書課に所属する市長秘書（係長級）がサポートします。
- ②政務秘書（私設秘書）：市長は政治家の顔も持つため、政務活動に関するサポートを行う私設秘書。給料は政治団体から支給されるケースが多く、私が阿部市長時代に経験した職でもあります。
- ③特別秘書（特別職地方公務員）：この特別秘書は、特別職地方公務員で、現在の川崎市にはそのような制度はありません。そして、職務規定も自治体によって異なり、勤怠管理や採用基準が曖昧で裁判で係争中の自治体もあります。

### 議案審査で克服されなかった指摘事項

- |   |   |
|---|---|
| <p>①必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何のための特別秘書なのか？</li> <li>・特定政策の参与ではいけないのか？</li> <li>・3名の副市長だけでなく、特別秘書が必要な理由は？</li> </ul> <p>②業務の範囲や勤怠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容や勤怠管理等の要件が定められていないため、様々な誤解を招きやすいということについて。これは、「勤務要件等について、別途規則で定める」などという記載がないが、具体的な要件はどのようになっているか？</li> <li>・特別職の地方公務員という立場で、後援会活動や選挙準備行為に関わる危険性があるが、具体的な線引きをどのように考えているか？</li> <li>・業務範囲や勤怠管理が明確で疑惑を招かないような裏付けができていないか？</li> </ul> | <p>③特別秘書設置の効果と評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果と評価をどのように検証するか？</li> <li>・副市長の職務の範囲に影響がどのように出るのか？</li> <li>・総務局秘書部の業務内容にどのような変化が予想されるか？秘書部の人員削減やその他の設置効果は期待できるのか？</li> </ul> <p>④政治姿勢について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別秘書について裁判で係争中の自治体があったり、仙台市のように制度が60年以上前からあっても実際に設置されていない自治体があったりする中で、設置するのはなぜか？</li> <li>・昨年秋に否決が確定的になったために、提出を見送った条例案を何も変えずに提案すると当然同じ結果が予想されるわけだが、なぜ敢えて同じものを提出するのか？</li> </ul> |
|---|---|

各会派の質疑でもこれらの指摘事項の多くが含まれていましたが、まったく克服されなかったため、私は反対しました。

### 月本たくやプロフィール

昭和53年 大阪府豊中市生まれ。神奈川大学法学部法律学科卒業後、建築設備メーカーに就職。

川崎市長政務秘書、衆議院議員公設秘書（麻生区・国会担当）等を経て、平成23年より川崎市議会議員（2期）。

交渉会派団長（最年少）、議会運営委員会委員、川崎市農業委員（議会推薦）等を経て、平成25年5月より無所属。

現在 川崎市議会議員2期（麻生区選出、無所属） 市民委員会委員 NPO 法人防犯ネットワーク理事・麻生区支部長

川崎市麻生区男子ソフトボール連盟副会長 麻生区白鳥在住 家族：妻（会社員） 血液型：A型

### 月本たくや事務所

麻生区白鳥2-3-2 Kコーポ白鳥103  
TEL 044(986)6010 FAX 044(330)1563




川崎市議会議員（麻生区選出、無所属）

# 月本たくや

レポート【第26号】

月本たくやレポート編集部

〒215-0024 川崎市麻生区白鳥2-3-2 Kコーポ白鳥103  
TEL : 044-986-6010 FAX : 044-330-1563 Email : mail@tsukimoto.info



## 主権者教育の重要性について

2期目スタート。本会議一般質問第1弾！

### ✓何故いま主権者教育か？

選挙の投票率低下とバラマキ公約に流れる傾向から、政治的判断力の醸成が必要で、公職選挙法改正により18歳選挙権になる上で、より早い時期に政治的判断力をつけることが望まれます。

我が国では、新しい主権者像のキーワードは、「社会的・道義的責任」、「社会参加」、「政治的リテラシー」の3点をポイントとして進められるべきと平成23年に示されていて、欧米諸国でも同様の3点を柱とした主権者教育が行われています。

そもそも、公選法改正前から主権者教育は行われているべきで、4年前に総務省の研究会で方針が示されているため、経過確認を踏まえながら、質問しました。



### ✓質問により今後の川崎市の方針が示されたもの

#### ◇市議会傍聴・見学と市政に関わる出前講座について

◎月本 市民生活と政治の関わりを身近にするため、市議会の傍聴・見学、市議会・市職員による市政に関わる内容の出前授業等の機会を積極的に進めるべきでは？

○教育長 地域社会を身近に感じ、社会の一員である自覚を促すことは大切な取組と認識しているため、教育課程編成の意向を踏まえた上で、調整し、具体的な取組について検討したい。

#### ◇若者のまちづくりへの参加について

◎月本 スウェーデンでは、都市再開発で、公共交通や街灯、駅舎の改善など、まちづくり計画に参加する実績がある。現在、本市で区役所機能の見直しを進めているが、子どもや若者の参画について、どのように位置づけ、検討しているか？

○市長 若い世代の参加を含め、幅広い市民の参加が課題となっていることから、若年層の意見を区政に反映できる手法について検討し、参加の拡充に取り組んでいきたい。



## ✓現在の川崎市の主権者教育について

英国では、11 歳から 16 歳の中等学校段階において、教科として必ずしも独立しているわけではありませんが、主権者教育が必修化されています。

英国の主権者教育は、社会に対する責任感や参加意識、政治的な判断力を身に着けることを目的にしており、時事問題、社会的論争についての知識の習得だけでなく、議論を通じた探究や意見の対立を解決する方法、模擬投票等の体験を重視した学習が行われています。

同様に、川崎市ではどのような主権者教育が行われているのかということで、教育長に質問しました。

### ◇社会参加教育について

◎月 本 社会参加教育で、子どもたちの自主性・自立性をどのように育むか？

○教育長 特別活動や総合学習の時間で、地域の公園や川の清掃活動、高齢者施設訪問を通じ、自分にできることは何かを考える学習活動を展開している。地域貢献につながる体験活動を充実させることが大切と考えている。

### ◇民主主義のスキルと争点教育について

◎月 本 米国で導入されている、子どもにとって受け身の教育ではなく、自らがマスメディアや大人たちから情報収集し、考え、そして論理を組み立てて判断することを目的とした争点教育のように、自らの手で、またともに手を携えて、解決に結びつけていくトレーニングをすべきでは？

○教育長 話し合いのスキルの育成は、小学校段階から進めていて、国際的な評価を受けている。小学高学年や中学生では、座談会やパネルディスカッションで討論を実施し、市立高校ではディベート形式も取り入れていて、主体的に政治に参加し、社会に参画する意欲と態度を育むよう努めている。

### ◇ライフステージ教育について

◎月 本 社会の一員として自立を目指す上で、ライフステージに応じた政治や行政との関わりについての教育の今後は？

○教育長 地域・社会と連携した体験的な学習活動や社会の基本的な仕組みについて学び、子どもたちが発達段階に応じ、自分なりの見方や考え方を形成・確立を目指し、政治や行政の判断力を身に付けられるよう、今後も充実させたい。

### ◇主権者教育と選挙啓発について

◎月 本 平成 22 年より参議院選挙時に全県立高校で模擬選挙が行われたことがあり、選挙を教育の機会と考えるのは大切だが見解は？

○教育長 選挙を教育の機会と考えることは、主権者教育において重要と考え、主権者としての主体的な政治参加のあり方について考察させる学習に取り組み、今後も充実させたい。

○選管事務局長 若年層啓発に重点を置き、教育委員会等が進める主権者教育と連携協力して展開することにより、政治や選挙に関する意識向上が期待されることから、引き続き、常時啓発事業を進めていきたい。

## ✓主権者教育において、早急な対応が必要なポイント

### ◇政治的中立性について

政治的中立性は、我が国において、教育基本法第 14 条第 2 項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」という規定に関係してしまうと過大に判断され、我が国の教育現場では様々な意見の存在をも取り上げない傾向にあります。

他方、英国、米国、ドイツなどにおける政治的中立性の標準的な考え方は、「対立する立場をフェアに紹介することと、それぞれの立場について正確な情報を伝えることが重要である」としています。

社会問題や地域課題について考え、市民が政治に参加していくためには、政治的な判断力の育成が求められます。

今回の質疑の結果、教育委員会は、政治的事例の取り扱い方法や留意点についての研究が必要であるという考えを示しました。

### ◇学校における選挙運動について

18 歳選挙権になると当然、高校生の中でも選挙運動を行う人が出て来るわけで、学校がその場所になる可能性もあります。

これまでの法律の解釈をまとめていくと、学校における選挙運動の規制については規定がなく、児童・生徒・学生の身分に着目した選挙運動についての規制もないわけです。

ただし、昭和 44 年の旧文部省通達によると、「教育活動の場」である学校において、生徒が政治的活動を行うことは、学校の教育活動の場としての趣旨にそぐわないものであり、他の選挙権を有しない生徒に与える影響があることや、教育基本法第 14 条第 2 項が示す学校に対して政治的中立を要請する可能性から、政治的教養教育の必要性は認めつつ、生徒の政治的活動の規制が行われています。

しかし、この通達は、高校生の中に有権者がいないことを前提としたものであり、昭和 44 年当時は学生運動が盛んであったため、現在とは異なる時代背景があったと思われます。

文部科学省のガイドラインが年内に出て来るとのことですが、具体的に、放課後に生徒間で選挙について校内で話すことはどの程度であれば許されるのかを始め、生徒に伝え、理解させる必要性があるため、早急な対応が必要である点を指摘しました。

### ◇選挙違反对策について

今回の公選法改正で、高校 3 年生の一部が選挙運動可能になるということは、当然選挙違反の取り締まり対象になる可能性も拡大します。

想定される違反として、候補者の子である高校 3 年の生徒が、投票依頼のために、昼食を学校内で振る舞った場合、高校 3 年生が選挙運動員として報酬を受け取った場合など、実際に起こり得る可能性が高いわけです。

そこで、教員の選挙違反に対する啓発や指導について、生徒を守るための公職選挙法の研究は喫緊の課題です。

文部科学省のガイドラインを待つ動きがありますが、選挙権年齢引き下げが今回の改正の大きな点で、重大な選挙違反についての見解は変わっていません。学校で教員が生徒から選挙違反について尋ねられる場合もあるので、間違いのない対応をするよう、まずは、教員の研修を早急に進めるべきと指摘しました。